



長野県報

3月31日(火)
平成21年
(2009年)
号外

目次

規則

長野県看護大学学則の一部を改正する規則(医療政策課)	2
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医療政策課)	2
建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)	2
企業職員の給与に関する規程及び企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程(経営企画課)	9

告示

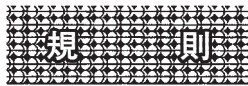
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定の取消し(労働雇用課)	10
農業近代化資金融資利子補給金交付要綱の一部改正(農村振興課)	10
天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給及び損失補償事業補助金交付要綱の一部改正(農村振興課)	10
長野県同和地域農業経営資金融資利子補給金交付要綱の一部改正(農村振興課)	11
長野県同和地域農地等取得資金融資利子補給金等交付要綱の一部改正(農村振興課)	11
漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正(農村振興課)	11
建築士法に基づく都道府県指定登録機関の指定(建築指導課)	11
建築士法に基づく都道府県指定事務所登録機関の指定(建築指導課)	11

公告

長野県知事印の新調(情報公開・私学課)	11
地方自治法に基づく監査の結果に関する報告(監査委員事務局)	12
財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局)	35

訓令

教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育総務課)	36
長野県教育委員会文書規程の一部改正(教育総務課)	36
兼務に関する規程の一部改正(教育総務課)	36



医療政策課

長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第26号

長野県看護大学学則の一部を改正する規則

長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表の必修科目の項中

別表の必修科目の項中 「英語運用技能演習 1」 「英会話の基礎 1」 を

「英会話の基礎 1」 に、「在宅ケア方法 1」 を

「在宅ケア方法 1」 「在宅看護実習 1」 に、「異文化看護学 1」 「異文化看護学演習 1」 を

「多文化共生看護学 2」 に改め、同表の選択科目の項中

「英語論文クリティーク 1」 「独語 1」 を「独語 1」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日現在に在学する者並びに平成21年4月1日及び平成22年4月1日に編入学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療政策課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第27号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1の共通選択科目の項中

「|コミュニティディベロップメント論特講|1|」を

「|コミュニティディベロップメント論特講|2|」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第28号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「免許」を「免許等」に、「第7条」を「第22条」に、「第8条-第15条の10」を「第23条-第36条」に、「第16条-第18条」を「第37条-第40条」に、「第19条」を「第41条-第43条」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 建築士の免許等

第19条を第43条とし、第5章中同条の前に次の2条を加える。

(公示)

第41条 法第10条の20第3項及び第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、県報で告示することによって行う。

(報告の方法)

第42条 第17条第1項及び第35条第1項に規定する報告書並びに第17条第2項及び第35条第2項の規定により添付する書類の提出については、これらが電磁的記録で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 指定登録機関又は指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第5章の前に次の1条を加える。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第40条 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における第37条、第38条並びに第39条第1項及び第4項の規定の適用については、第37条中「建築士事務所登録事項変更届出書(様式第11号)」とあるのは「建築士事務所登録事項変更届出書」と、第38条中「建築士事務所廃業等届出書(様式第12号)」とあるのは「建築士事務所廃業等届出書」と、第39条第1項中「建築士事務所の所在地を管轄する地方事務所」とあるのは「指定事務所登録機関」と、同条第4項中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」とする。

第18条を第39条とする。

第17条中「建築士事務所廃業等届(様式第5号)」を「建築士事務所廃業等届出書(様式第12号)」に改め、同条を第38条とする。

第16条中「建築士事務所登録事項変更届(様式第4号)」を「建築

士事務所登録事項変更届出書(様式第11号)に改め、第4章中同条を第37条とする。

第15条の10を削る。

第15条の9中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の13第1項」を「第10条の15第1項」に改め、同条を第36条とし、第15条の8を第35条とする。

第15条の7第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の9第1項前段」を「第10条の10第1項前段」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項後段」を「第10条の10第1項後段」に改め、同条を第34条とする。

第15条の6第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の8第1項前段」を「第10条の9第1項前段」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の8第1項後段」を「第10条の9第1項後段」に改め、同条を第33条とする。

第15条の5中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の6第3項」を「第15条の3第3項」に改め、同条を第32条とする。

第15条の4第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の5第1項」を「第10条の7第1項」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロ」を「第10条の5第2項第4号のイ又はロ」に改め、同条を第31条とする。

第15条の3中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の4第2項」を「第10条の6第2項」に改め、同条を第30条とする。

第15条の2第1項中「第15条の17第2項」を「第15条の6第2項」に改め、「者」の次に「(次項第10号において「指定申請者」という。)」を加え、同条第2項第2号中「とする。」を削り、同項第10号中「法第15条の17第5項」を「指定申請者が法第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロの規定に関する役員の誓約書」を「第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面」に改め、同項第11号中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第1項」を「第15条の3第1項」に改め、同条を第29条とする。

第15条の見出し中「処置」を「措置に関する報告書」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前項の規定により第1項」を「法第13条の2第2項の規定により同条第1項」に改め、同項を第28条とし、第14条を第27条とする。

第12条及び第13条を削る。

第11条第1項中「第9条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項第1号中「書類(その書類)」を「証明書(その証明書)」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 実務経歴書(様式第10号)

第11条第1項第5号中「5.5センチメートル、横4センチメートル」を「4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に改め、同条を第26条とし、第10条を第25条とする。

第9条第2項中「第11条」を「第26条」に改め、同条第3項中「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に、「二級建築士試験及び木造建築士試験」を「建築士試験」に、「第11条第3項」を「第26条第3項」に改め、同条を第24条とし、第3章中第8条を第23条とする。

第3章の前に次の12条を加える。

(名簿の閲覧)

第11条 法第6条第2項の規定により名簿を閲覧に供する場所は、長野県建設部建築指導課とする。

2 名簿を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。

3 名簿を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。
- (2) 名簿を汚損し、又はき損しないこと。

4 知事は、名簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(指定登録機関の指定の申請)

第12条 法第10条の20第2項の規定による指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- (8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面
- (9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第13条 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第14条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号のイ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第15条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第16条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第17条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 当該四半期における建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

(2) 当該四半期の末日における建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

(不正登録者の報告)

第18条 指定登録機関は、建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 当該建築士に係る登録事項

(2) 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第19条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

(2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

(3) 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第20条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付等を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に定める事項を記載した書類を交付するものとする。

(1) 法第5条の2、法第8条の2又は第7条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項

(2) 中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号)第40条第4項又は第43条第4項の規定による報告書等の送付 同省令第40条第2項第2号のイ又は第43条第2項第2号のイの修了者一覧表に記載された事項

(3) 第35条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分のお知らせ)

第21条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

(2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

(3) 処分内容及び処分を行った年月日

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第22条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第2条第1項、第3条、第5条から第8条まで並びに第11条第1項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「建築士免許申請書(様式第1号)」とあるのは「建築士免許申請書」と、第3条第1項中「二級建築士免許証(様式第2号)又は木造建築士免許証(様式第3号)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第5条第1項中「建築士登録事項変更届出書(様式第4号)」とあるのは「建築士登録事項変更届出書」と、同条第2項中「建築士免許証書換え交付申請書(様式第5号)」とあるのは「建築士免許証明書書換え交付申請書」と、第6条第1項中「建築士免許証再交付申請書(様式第6号)」とあるのは「建築士免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第7条第1項及び第3項中「死亡等届出書(様式第7号)」とあるのは「死亡等届出書」と、同条第2項中「建築士免許取消申請書(様式第8号)」とあるのは「建築士免許取消申請書」と、第8条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第20条の規定により第7条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第11条第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、「長野県建設部建築指導課」とあるのは「指定登録機

関」とする。

第7条中「建築士住所等の届(様式第3号)」を「建築士住所等届出書(様式第9号)」に改め、

同条を第10条とする。

第6条の2中「、免許証」の次に「又は免許証明書」加え、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(登録の抹消)

第8条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定によつて登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

第6条第1項中「者は」の次に「、死亡等届出書(様式第7号)」に「を」を加え、同項第1号中「戸籍抄本」を「免許証又は免許証明書及び戸籍抄本」に改め、同項第2号中「登記事項証明書」を「免許証又は免許証明書及び登記事項証明書」に改め、同項第3号中「免許証」を「免許証又は免許証明書」に改め、同条第2項中「に免許証」を「(様式第8号)に免許証又は免許証明書」に改め、同条第3項中「失踪(そう)」を「失踪(そう)」に、「速やかにその旨を記載した書面」を「失踪の宣告の日から30日以内に、死亡等届出書(様式第7号)」に改め、同条第4項中「速やかに免許書」を「取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に改め、「建築士免許証再交付申請書」の次に「(様式第6号)」を加え、同条第2項中「よつて」を「よりに」に改め、「亡失した免許証」の次に「又は免許証明書」を加え、「速やかに再交付を受けた免許証」を「発見した日から10日以内に、これ」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「速やかに建築士登録事項変更届(様式第2号)に免許証(二級建築士免許証及び木造建築士免許証をいう。以下同じ。)」及び「を」を「その変更を生じた日から30日以内に、建築士登録事項変更届出書(様式第4号)に、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は免許証明書(二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書をいう。以下同じ。)に記載された事項に変更があつたときは、建築士免許証書換え交付申請書(様式第5号)に、免許証又は免許証明書を添えて、知事に申請しなければならない。

第4条を第5条とする。

第3条中「二級建築士名簿及び木造建築士名簿」を「名簿」に改め、同条第2号中「本籍地、」を削り、同条第3号中「年月日及び合格証書番号」を「年月及び合格番号」に改め、同条第4号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 法第22条の2第2号又は第3号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

(6) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該課程を修了した年月日及び当該課程の修了証の番号

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(免許)

第3条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が建築士となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建

築士名簿(以下「名簿」という。)に登録し、かつ、申請者に二級建築士免許証(様式第2号)又は木造建築士免許証(様式第3号)(以下「免許証」という。)を交付する。

2 知事は、前項の審査において、申請者が建築士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、免許申請書を申請者に返却する。

様式第1号中

「
長野県収入証紙欄
(消印しないこと。) 建築士免許申請書
年月日
長野県知事 殿 申請者氏名 ㊟
私は、二級建築士の免許を受けたいので戸籍抄本及び登記事項証明書を添えて申請します。下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

記

ふりがな氏名		生年月日	
本籍地(都道府県名)			
現住所			
試験選考	二級木造建築士試験又は二級建築士選考に合格した時期	年	
	合格証書番号	第 号	合格証書の日付 年月日

を
「
建築士免許申請書
長野県知事 殿 年月日
長野県収入証紙欄
(消印しないこと。) 申請者氏名 ㊟
建築士法第4条の規定により、二級建築士の免許を受けたいので、戸籍抄本及び登記事項証明書を添えて下記のとおり申請します。

記

ふりがな氏名		生年月日	年月日	写 真 欄
本籍地(都道府県名)		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現住所	〒	(電話番号)		
試験選考	二級木造建築士試験又は二級建築士選考に合格した時期	年		
	合格番号	第 号	合格の日付	年月日

に改め、同様式の注の2中「数字は、算用数字を用い、」を削り、同様式の注に次のように加える。

- 3 写真欄には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをはり付けてください。
- 4 外国の建築士免許を受けた方は、「試験選考」の欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

様式第5号中「第17条関係」を「第38条関係」に、「建築士事務所廃業等届」を「建築士事務所廃業等届出書」に、

「

(電話番号)

 」

を

「 〒

(電話番号)

 」

に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第4号中「第16条関係」を「第37条関係」に、「建築士事務所登録事項変更届」を「建築士事務所登録事項変更届出書」に、

「

管理建築士の氏名及び登録番号	一級 二級建築士登録()第 号 木造
----------------	---------------------------

 」

を

「

管理建築士の氏名及び登録番号	一級 二級建築士登録()第 号 木造
管理建築士講習を修了した年月日及び修了証番号	年 月 日 第 号

 」

に、

「(添付書類)

- 1 法人代表者の変更の場合 略歴書及び誓約書
- 2 法人の名称又は所在地の変更の場合 定 款
- 3 管理建築士変更の場合 略歴書及び一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し 」

を

「(添付書類)

- 1 法人代表者の変更の場合 略歴書及び誓約書
- 2 法人の登録事項変更の場合 登記事項証明書
- 3 管理建築士変更の場合 略歴書、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し及び管理建築士講習修了証の写し 」

に改め、同様式を様式第11号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第10号)(第26条関係)

実 務 経 歴 書

勤務先 (部 課 まで)	所在地 (番 地 まで)	在 職 期 間		地位 職名	この期間 における 建築実務 の内容
		年 月から	年 月まで		

- (注) 1 今までの建築に関する実務の経歴について年代順に書いてください。自家営業も含まれます。
2 建築実務の内容を具体的に記入してください。

上記の実務経歴は事実と相違ないことを証明します。

証明者氏名(自署) _____

証明者の建築士免許の種類:

一級・二級・木造 登録番号 第 号

様式第3号中「第7条関係」を「第10条関係」に、「建築士住所等の届」を「建築士住所等届出書」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の前に次の4様式を加える。

(様式第5号)(第5条関係)

建築士免許証書換え交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

届出者
住 所
氏 名 ㊟
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

建築士法施行細則第5条第2項の規定により、下記のとおり 二級木造

建築士免許証(免許証明書)の記載事項に変更が生じたので、
免許証(免許証明書)を添えて建築士免許証の書換え交付を申請
します。

記載事項	変 更 前	変 更 後
ふりがな 氏 名		
生年月日		
性 別		
変更年月日	年 月 日	写 真 欄
変更理由 (具体的に 記入し てくだ さい。)		

- (注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 写真欄には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをはり付けてください。

(様式第6号)(第6条関係)

建築士免許証再交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

届出者
住 所
氏 名 ㊟
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

建築士法施行細則第6条第1項の規定により、下記のとおり 二級木造

建築士免許証(免許証明書) 汚損 しましたので、再交付を申請し
亡失 ます。

記

汚損又は亡失年月日	年 月 日	写 真 欄
汚損又は亡失の理由 (具体的に 記入して ください。)		

- (注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 写真欄には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをはり付けてください。

(様式第7号)(第7条関係)

死亡等届出書

年月日

長野県知事 殿

届出者
住所
氏名 ㊟
電話番号
建築士との続柄

建築士法第8条の2
建築士法施行細則第7条第3項の規定により、下記の事由に該当することとなりましたので、届け出ます。

記

ふりがな 氏名			
生年月日	年月日	性別	男□ 女□
登録番号	二級 木造建築士 第 号	登録 年月日	年月日
届出事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 後見開始の審判 <input type="checkbox"/> 保佐開始の審判 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 失踪の宣告		
事由発生 年月日 (刑の確定年月日)	年月日		

(注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

(様式第8号)(第7条関係)

建築士免許取消申請書

年月日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 ㊟

建築士法施行細則第7条第2項の規定により、二級木造建築士の免許の取消しを受けたいので、免許証(免許証明書)を添えて下記のとおり申請します。

記

生年月日	年月日
登録番号	二級 木造建築士 第 号
登録 年月日	年月日

(注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第2号を次のように改める。

(様式第4号)(第5条関係)

建築士登録事項変更届出書

年月日

長野県知事 殿

届出者
住所
氏名 ㊟
登録番号 第 号
登録年月日 年月日

建築士法施行細則第5条第1項の規定により、下記のとおり二級木造建築士免許証の登録事項に変更が生じたので、戸籍抄本を添えて届け出ます。

記

登録事項	変更前	変更後
ふりがな 氏名		
生年月日		
性別		
変更 年月日	年月日	
変更理由 (具体的に記入してください。)		

(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

(様式第2号)(第3条関係)

(表)

二級建築士免許証

(氏名) 年月日生

二級建築士登録番号 長野第 号

登録年月日 年月日

建築士法(昭和25年法律第202号)により
二級建築士の免許を与えたことを証する。

年月日

長野県知事

(写真欄)
大きさは、
縦3センチ
メートル、
横2.4センチ
メートルと
する。

印

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

(備考) 縦 5.4センチメートル
横 8.5センチメートル

(様式第3号)(第3条関係)

(表)

木造建築士免許証

(氏名) 年月日生

木造建築士登録番号 長野第 号

登録年月日 年月日

建築士法(昭和25年法律第202号)により
木造建築士の免許を与えたことを証する。

年月日

長野県知事

(写真欄)
大きさは、
縦3センチ
メートル、
横2.4センチ
メートルと
する。

印

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

(備考) 縦 5.4センチメートル
横 8.5センチメートル

附則

この規則は、公布の日から施行する。

建築指導課

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成21年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

長野県公営企業管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の部分休業

に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「次項において」を「以下」に改め、同条第4

項各号を次のように改める。

(1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（地方公営企業法第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、勤務開始日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び勤務開始日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、勤務開始日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び勤務開始日に受けていた」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、勤務開始日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び勤務開始日に受けていた」とする。

別表第3の用地交渉手当の項中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

（企業職員の部分休業に関する規程の一部改正）

第2条 企業職員の部分休業に関する規程（平成4年長野県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程

本則中「(平成3年法律第110号)」を削り、本則を第2条とし、同条に見出しとして「(部分休業)」を付し、同条の前に次の1条を加える。

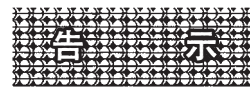
（育児短時間勤務の形態）

第1条 長野県企業局に勤務する企業職員の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務の形態に関しては、当分の間、同法第10条第1項の規定の適用を受ける知事の事務部局の職員の例による。

附 則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

経営企画課



長野県告示第283号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う次の者の指定を取り消しました。

平成21年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 名 称
社団法人 長野県雇用開発協会
- 2 住 所
長野県長野市南県町1040番地1
- 3 事務所の所在地
長野県松本市寿北7-1-37
- 4 取消年月日
平成21年3月31日

労働雇用課

長野県告示第284号

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第6を次のように改める。

規則及びこの要綱により融資機関（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合に限る。）が知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。

農村振興課

長野県告示第285号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給及び損失補償事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第431号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第8を次のように改める。

規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由するものとする。

農村振興課